

病防第115号
平成26年12月3日

各関係機関長 様

熊本県病虫害防除所長

病虫害発生予察注意報について（送付）

このことについて、平成26年度病虫害発生予察注意報第6号を公表しましたので、送付します。

注 意 報

平成26年度病虫害発生予察注意報第6号

農作物名 イチゴ
病虫害名 うどんこ病

- 1 発生地域 県内全域
- 2 発生時期 12月以降
- 3 発生程度 多

4 注意報発表の根拠

- (1) 巡回調査における11月の本ぼの発病株率は、8.0%（平成11.1%）で平成より高かった（図1）。また、育苗期の発病株率は、6月は、16.8%（平成11.8%）で平成比やや多の発生、7～9月は平成並の発生であった。（図1）。
- (2) 本年は夏期の気温が低く、うどんこ病の感染に好適であったため、感染苗の本ぼへの持ち込みが多かったと考えられる。
- (3) 病虫害防除員からの報告によると、11月の発生は平成比多であった。
- (4) 福岡管区気象台が11月27日に発表した、九州北部地方1か月予報によると、降水量は平成に比べ並または多い予想であり、うどんこ病の発生が続くと考えられる。

5 防除対策

- (1) 多発後は防除が困難になるので、早期発見と初期防除に努める。本病は葉裏に発生することが多いので、早期発見のために葉裏をよく観察する。
- (2) 予防散布に努め、発生を認めたら、1週間程度の間隔で薬剤を散布し、防除を徹底する。
- (3) 同一系統薬剤の連用を避け、異なる系統の薬剤のローテーション防除に努める。
- (4) 薬剤は、本病が発生しやすい葉裏に十分かかるよう丁寧に散布する。
- (5) 発病葉や発病果は伝染源となるので、早めに施設から持ち出し適切に処分する。
- (6) ほ場の排水を良くし、多湿を避ける。また、栽培施設の通風換気に努める。
- (7) 葉が繁茂しすぎないように、できるだけ下葉を摘除する。
- (8) 農薬は、ラベルなどで使用方法を確認し、収穫前使用日数や使用回数、希釈倍数等を遵守して農薬の安全使用に努める。

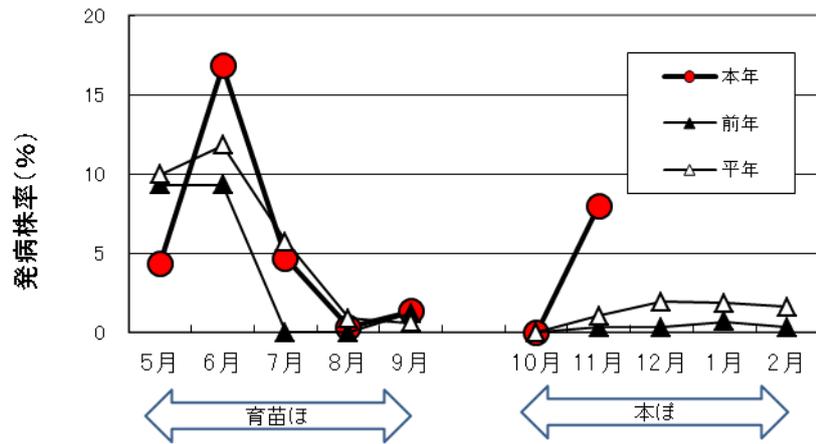


図1 巡回調査におけるうどんこ病の発病株率の推移



写真1 葉裏に発生したうどんこ病



写真2 果実に発生した場合のうどんこ病

熊本県病害虫防除所
 (熊本県農業研究センター 生産環境研究所
 病害虫研究室 予察指導係)
 担当：荒木、児玉 TEL 096-248-6490